

青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務に係る 企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 内容

- (1) 件名
青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務
- (2) 委託業務内容
別添「青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 提案の上限額
21,054,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
 - イ 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
 - ウ 参加表明書の提出期限から受注者確定の日までの期間、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」（平成12年1月21日付け青管第912号の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
 - エ 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、企画提案競技の日までに、役務の提供を受ける契約において、電子計算組織に係るもの（業種U）を登録し、かつ、Aの等級に格付けされた者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められ

る者。

- イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者。
- ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。
- エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。
- オ 暴力団員と交際していると認められる者。
- カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。
- キ その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

4 企画提案競技参加表明書の提出

- (1) 企画提案競技に参加する者は、次の書類を提出すること。
参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限
令和7年10月10日（金）午後5時
- (3) 提出先
下記11のとおり
- (4) 提出方法
電子データ（PDF形式）により提出すること。

5 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
企画提案書作成に当たっては、仕様書を確認の上、別添「青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に基づいて、記載すること。
下記（ア）①～③については、重点的に評価することから具体的に記載すること。
- (ア) 有用性検証に係る提案
 - ① 除排雪情報一元化サービスプロトタイプのUIイメージ、情報更新通知方法の提案
除排雪情報一元化サービス試作品（プロトタイプ）の作成において、仕様書の3（1）エに記載する機能を備えたUIイメージと情報更新通知方法を提案すること。
 - ② オープンデータカタログサイト再構築内容の提案
「青い森オープンデータカタログサイト」の再構築案、トップページデザイ

ン、データ連携基盤との連携イメージを提案すること

③ その他自由提案

(イ) 留意点

本提案内容については、審査に当たっての評価を行うためのものであり、提案された実装サービスを実際に導入することを確約するものではない。

イ 見積書及び積算内訳書

仕様書の「3 委託業務の内容」に沿って、費用の積算内訳を記載した見積書を提出すること。

(2) 企画提案書の体裁等

企画提案書の様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A4 横サイズとすること。

ページ数に上限は設けないが、企画提案競技におけるプレゼンテーションの持ち時間 15 分間で説明できること。

(3) 提出時の添付書類

会社名、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載した送り状を添付すること。

(4) 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時まで

(5) 提出先

下記11のとおり

(6) 提出方法

電子データ（PDF形式）により提出すること。

なお、電子メール1通あたりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。

(7) その他

企画提案書提出後の差し替え・修正は一切認めない。ただし、発注者から書類の不備を指摘された場合には、差し替え・修正について速やかに対応すること。

6 企画提案に係る質問

(1) 質問については、質問書（様式2）により、下記11のアドレスへ電子メールにより提出すること。

(2) 企画提案に関する質問のみ受け付ける。審査方法等に関する質問については、受け付けない。ただし、一般的事項に関しては随時、電話や電子メールにより照会して差し支えないこととする。

(3) 質問の受付は、令和7年10月6日（月）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答については、令和7年10月8日（水）までに質問者に回答するほか、青森県庁（DX推進課）のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

7 企画提案競技審査

(1) 企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、審

査委員会を設置する。

- (2) 企画提案競技では、オンラインにて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションは本委託業務の業務責任者など、本業務に従事する者が行うこと。
- (3) 上記(1)における審査項目及び配点については、別添「青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。
- (4) 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- (5) 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、優先評価項目の総得点が高い提案者を最優秀提案者とする。

8 契約

- (1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 上記(1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (3) 上記(2)の契約を締結する際、提案者が発注者との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

9 その他留意事項

- (1) 企画提案競技への参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

10 スケジュール

令和7年 9月26日(金)	公告
令和7年10月 6日(月)午後5時	質問書提出期限
令和7年10月 8日(水)まで	質問書に対する回答通知
令和7年10月10日(金)午後5時	参加表明書提出期限
令和7年10月17日(金)午後5時	企画提案書提出期限

令和7年10月22日(水)頃(予定) オンライン審査委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)

※ オンライン審査委員会の正式な開催日時は、参加表明書を提出した者に別途通知する。

11 本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県総合政策部DX推進課 暮らし・行政DXグループ 逢坂（おおさか）
TEL 017-734-9179
E-mail dxsuishin@pref.aomori.lg.jp